

埼玉西部環境保全組合指定金融機関の指定について

制定	昭和47年	3月	4日	告示第5号
改正	平成3年	4月	1日	告示第5号
	平成4年	9月	21日	告示第5号
	平成15年	1月	20日	告示第1号

埼玉西部環境保全組合指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、埼玉西部環境保全組合の指定金融機関を次のとおり指定するものとする。

- 1 株式会社 埼玉りそな銀行